

請負求人の内容を正確に把握する必要がありますので、必ず提出してください

昨今、業務委託の活用が進む中で、請負業務の体裁をとっているものの、適正な請負としての要件を満たさず、違法な労働者派遣となっているケースも見受けられるところです。

このため、業務請負に係る求人については、求人内容を正確に把握し、適法な求人申込みであることを確認するため、学卒求人票ごとに「派遣と請負の区分基準に関する自主点検表」（以下「自主点検表」という。）のご記入・ご提出いただいております。（職業安定法第5条の5の規定により違法な求人は受理できません。）

なお、この自主点検表は、栃木労働局の労働者派遣事業を指導・監督する部署に回付しますので御了知ください。

該当すれば○印を、該当しない場合は×印を記入して下さい。

☐

※今回提出される求人と全て同じ内容の求人を、現在、他の安定所に提出していない。
（他の支店・営業所等を含む。）

派遣と請負の区分基準に関する自主点検表

求人事業所名及び住所（TEL）	（ ）
就業場所（注文主名及び住所）	
記入担当者（職名及び氏名）	

以下の項目に該当すれば○印を、該当しない場合は×印を記入してください。

一つでも×印がある場合には、労働者派遣事業に該当する場合があります。

☐

1 労働者に対する業務の遂行方法の指示などを自ら行っていますか？

- ・ 作業場における必要な労働者の人数、配置等の決定を全て自ら行っている。
- ・ 労働者に対する仕事の割り当て、調整等の指示を全て自ら行っている。
- ・ 労働者に対する業務の技術指導や指揮命令を全て自ら行っている。

☐

2 労働者の労働時間等に関する指示などを自ら行っていますか？

- ・ 労働者の就業時間、休憩時間、残業、休日出勤の指示などの勤怠管理を自ら行っている。
- ・ 業務量の増加に伴う時間外労働がある場合には、業務の進捗状況等をみて自ら決定している。

☐

3 企業における秩序の維持、確保等のための指示などを自ら行っていますか？

- ・ 事業所への入退場に関する規律の決定、服装、職場秩序の保持などの管理を自ら行っている。
- ・ 発注者が面接等を行い受託者の労働者を選定することがない。

☐

4 業務処理について、民法・商法などの法律に規定された事業主としての全ての責任を負っていますか？

- ・ 請負契約書に、受託者の労働者の故意、過失による発注者または第三者への損害賠償規定がある。
- ・ 労働安全衛生の確保、責任は受託者自らが負っている。

☐

5 単に肉体的な労働力を提供するものになっていませんか？

- ・ 処理すべき業務を①自らが調達する機械・器具を使用し処理している。または、注文主から借り入れた場合は、双務契約（有償）を締結している。②独自の高度な技術・専門性等により処理している。
（①か②のいずれかに該当している）
- ・ 完成すべき仕事の内容、処理すべき業務内容が契約書に明記されている。
- ・ 請負代金が、労働者の人数×勤務時間×単価となっていない。

※安定所記載欄	求人番号		安定所名		担当者	
---------	------	--	------	--	-----	--